

～水稲生産農家の皆さんへ～ 生産調整を拡大した面積に対し 一時金が交付されます

■日本のお米は余っています

・平成19年のお米の生産量	854万t
・お米の消費量	833万t
・生産過剰数量	21万t (茨城県でも約3万tが生産過剰)



その結果、19年産は平年作にも関わらず米価が大幅に下落する事態となりました。
これを繰り返さないためにもこれから紹介する「緊急一時金」を活用して、**生産調整の取り組み**へのご協力をお願いします。

■緊急一時金（地域水田農業活性化緊急対策）って？

緊急一時金は、20年産の生産調整を国全体で達成するために設けられた国の助成金で、**19年産から20年産にかけて生産調整（転作）を拡大した面積を対象**として、支払われます。緊急一時金には、次の2つのメニューがあります。

①長期生産調整実施契約による助成

（助成の単価は？）

- ・19年産の生産調整を達成した人には**5万円／10a**
- ・19年産の生産調整を達成していない人にも**3万円／10a**が助成されます。

※対象となる面積は転作を拡大した部分です。

（助成を受けるためには？）

- ・2月中に、20年産～24年産までの5年間にわたって生産調整を達成するという旨の契約書を農家の皆さんとつくばみらい市水田農業推進協議会（以下、市協議会という。）の間で取り交わしていただくことが必要です。

（助成の対象になる作物は？）

- ・麦、大豆、飼料作物、野菜、そば、調整水田、保安全管理などが助成の対象になります。飼料用の稲・米は次の②による助成の対象になります。

②非主食用米低コスト生産技術確立試験契約による助成

（助成の単価は？）

- ・**5万円／10a**です。

※対象となる面積は転作を拡大した部分です。

（①のような19年産の生産調整達成・未達成による区分はありません。）

（助成を受けるためには？）

- ・2月中に、20年産～22年産までの3年間にわたって、飼料用米等非主食用米の低コスト生産技術（多収品種の栽培、直播栽培、麦と非主食用米の年2作）に取り組み、かつ生産調整を達成するという旨の契約書を市協議会との間で取り交わしていただくことが必要です。

（助成の対象になる作物は？）

- ・飼料用の米や稲（WCS、飼料用青刈り稲、わら専用稲を含む）などが対象です。

※ただし、従来の加工用米（せんべい、みそ用など）は対象外です。